静岡県告示第399号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条の規定に基づき、次の区域を海岸保全区域に指定し、令和4年5月20日から施行する。

令和4年5月20日

静岡県知事 川勝平太

1 指定区域(稲取地区)

基点1から基点28までの各点を順次結んだ線及び基点1と基点28を結んだ線により囲まれた区域。 基準点 静岡県賀茂郡東伊豆町大字稲取字東立野1111番の三等三角点稲取村を基準点とする。

(北緯 34 度 46 分 02 秒 東経 139 度 02 分 45 秒)

基点1	基準点から	340度36分48秒	535.69 メートルの地点
基点2	基点1から	78度31分44秒	11.84 メートルの地点
基点3	基点2から	206度39分53秒	16.46 メートルの地点
基点4	基点3から	270度56分52秒	0.46 メートルの地点
基点 5	基点4から	190度56分42秒	3.09 メートルの地点
基点6	基点5から	183度13分33秒	5.82 メートルの地点
基点7	基点6から	174度55分52秒	4.51 メートルの地点
基点8	基点7から	167度05分59秒	6.87 メートルの地点
基点 9	基点8から	159度46分55秒	6.91 メートルの地点
基点 10	基点9から	153度24分27秒	9.99 メートルの地点
基点 11	基点 10 から	150度26分35秒	22.32 メートルの地点
基点 12	基点 11 から	146度20分54秒	3.42 メートルの地点
基点 13	基点 12 から	154度07分21秒	2.52 メートルの地点
基点 14	基点 13 から	161度29分19秒	2.48 メートルの地点
基点 15	基点 14 から	167度27分57秒	2.55 メートルの地点
基点 16	基点 15 から	172度20分56秒	2.52 メートルの地点
基点 17	基点 16 から	176度24分51秒	2.60 メートルの地点
基点 18	基点 17 から	184度46分29秒	9.21 メートルの地点
基点 19	基点 18 から	196度52分33秒	1.94 メートルの地点
基点 20	基点 19 から	215度17分51秒	13.51 メートルの地点
基点 21	基点 20 から	252度05分23秒	13.54 メートルの地点
基点 22	基点 21 から	260度12分38秒	7.30 メートルの地点
基点 23	基点 22 から	262度09分26秒	10.13 メートルの地点
基点 24	基点 23 から	271度25分36秒	1.67 メートルの地点
基点 25	基点 24 から	265度27分30秒	12.70 メートルの地点
基点 26	基点 25 から	271度11分03秒	10.71 メートルの地点

基点 27 基点 26 から 2 度 47 分 05 秒 4.84 メートルの地点 基点 28 基点 27 から 7 度 26 分 12 秒 95.92 メートルの地点 基点 1 基準 28 から 63 度 48 分 01 秒 26.93 メートルの地点

2 指定区域の面積

4799.43 平方メートル